

人事院公示第5号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第4条の2第1項及び人事院規則16—0（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成2年人事院公示第8号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成31年3月29日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表		別表	
期間の区分	率（単位％）	期間の区分	率（単位％）
（略）	（略）	（同左）	（同左）
平成8年4月1日から平成9年3月31日まで	<u>104</u>	平成8年4月1日から平成9年3月31日まで	<u>103</u>
平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	<u>102</u>	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	<u>101</u>
（略）	（略）	（同左）	（同左）
平成21年4月1日から平	<u>101</u>	平成21年4月1日から平	<u>100</u>

成 2 2 年 3 月 3 1 日 まで		成 2 2 年 3 月 3 1 日 まで	
(略)	(略)	(同左)	(同左)
平成 2 8 年 4 月 1 日 から 平 成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで	1 0 0	平成 2 8 年 4 月 1 日 から 平 成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで	1 0 0
平成 2 9 年 4 月 1 日 から 平 成 3 0 年 3 月 3 1 日 まで	1 0 0		

2 この決定による改正は、平成 3 1 年 4 月 1 日から効力を発生する。